

認証要件 女性の活躍推進部門

女性の活躍推進部門について申請者は下記の要件をすべて満たすこと

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届け出て、適切に公表及び労働者への周知を行っていること。
- (2) 女性活躍の状況に関する実績に係る下記の基準のうち、1 つ以上の基準を満たしていること。
又は、基準を満たしていない場合であっても、直近の 2 事業年度連続でア～エの 2 つ以上の基準の実績が改善していること。
ただし、女性活躍推進法に基づき認定を受けた基準適合一般事業主についてはこの限りでない。
 - ア 直近の事業年度において、男女別の採用における競争倍率が同程度であること
 - イ 直近の事業年度において、女性労働者の平均勤続勤務年数が男性労働者の平均勤続勤務年数に対して 7 割以上であること
 - ウ 直近の事業年度において、労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、各月ごとにすべて 45 時間未満であること
 - エ 直近の事業年度において、管理職に占める女性の割合が、国が別に定める産業ごとの平均値以上であること
 - オ 女性の非正社員から正社員への転換などの多様なキャリアコースを設けており、直近の 3 事業年度内に 1 人以上の実績があり、かつ対象者が申請時に現に勤務していること
- (3) 男女がともに働きやすい職場環境づくりに関して、下記のいずれかの取組を行っていること。
 - ア 短時間勤務やフレックスタイム制、早出遅出勤務等の多様な働き方ができる制度の設置
 - イ 在宅勤務をはじめとしたテレワーク等の、時間や場所にとらわれない働き方ができる制度の設置
 - ウ 学校参観、通院の付き添い、乳幼児健診の受診等、短時間の所用のために半日単位又は時間単位で使用できる休暇制度の設置（年次有給休暇を含む）
 - エ 知事が別に定める県が女性活躍推進に資する目的で政策的に実施する事業について、取組が認められる事業所

申請者は以下の認証要件のすべてを満たすこと

- (1) 労働基準法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号。以下「男女雇用機会均等法」という。）、育児・介護休業法に沿った就業規則又は労働協約を規定していること。
- (2) 3 年以内において、関係法令に違反する重大な事実がないこと。
- (3) 次のいずれかに該当すると認められるものでないこと
 - ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下この号において「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）であるもの
 - イ 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるもの
 - ウ その役員等（法人にあっては業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつてはその長、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいい、個人にあつてはその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であるもの

エ 暴力団員等がその事業活動を支配しているもの

オ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているもの

カ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

キ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したもの

ク 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したもの

ケ 自己又はその役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したもの

コ 自己又はその役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの